

審議結果

審議会等名称 第66回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

開催日時 令和5年8月14日（月曜日） 10:00～12:00

開催場所 県庁新庁舎9階 議会第8会議室（オンライン会議併用）

出席者 伊部 智隆、柏尾 安希子、小向 太郎、寺田 麻佑、友岡 史仁、
鳥越 真理子、人見 剛【会長】、森田 明、湯浅 壘道【副会長】
事務局（情報公開広聴課長ほか6名）

次回開催予定日 未定

所属名、担当者名 政策局政策部情報公開広聴課 古屋、沼尻、佐々木

掲載形式 議事録全文

議事録概要とした理由 ー

審議経過

第66回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

- 1 令和4年度特定個人情報保護評価の実施状況及び特定個人情報保護評価の一定期間経過後の評価の再実施について
- 2 「住民基本台帳ネットワークに関する事務」における特定個人情報保護評価書に係る諮問について
- 3 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について
- 4 学校と警察との情報連携制度の運用状況について

- 5 令和4年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について
- 6 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について
- 7 その他

会議記録

1 令和4年度特定個人情報保護評価の実施状況及び特定個人情報保護評価の一定期間経過後の評価の再実施について

○**人見会長** まず、議題（1）「令和4年度特定個人情報保護評価の実施状況及び特定個人情報保護評価の一定期間経過後の評価の再実施について（報告）」です。毎年度、審議会で報告を受けている事項です。それでは、報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料1-1及び1-2により説明】

○**人見会長** ただいまの御説明について、委員の皆様から御意見御質問がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。

○**森田委員** これは単純な記載上の問題かもしれませんが、資料1-2別添1の9ページですが、前のページから「I 基本情報」の「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」としてシステム1が書いてあって、9ページで「システム2～5」と書いてあるのですが、ここを見た感じではシステム4までしかないのに、5というのが誤記なのか、あるいは私の見落としなのか、要するにシステム5に当たるものがあるのかどうかという確認なのですが。

○**人見会長** ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。9ページの最初に「システム2～5」と書いてありますが、システム4はあるが5がないということですね。

○**事務局** 森田委員御指摘のとおりですので、確認をしまして、この審議会の中で間に合えば、その中で御返答差し上げたいと思います。

○**森田委員** 分かりました。同様に、資料1-2別添2の方も同じような記載になっていますので、併せて御確認ください。

○**人見会長** ありがとうございます。もしも時間的に間に合うようでしたら、このあと、例えば誤記だったというようなことがあれば、御報告いただければ幸いです。他にありませんでしょうか。

○**人見会長** よろしいですね。この件は報告事項でもありますので、この程度とさせていただきます。

きたいと思います。

2 「住民基本台帳ネットワークに関する事務」における特定個人情報保護評価に係る諮問について

○人見会長 次に、議題（２）『住民基本台帳ネットワークに関する事務』における特定個人情報保護評価に係る諮問について」となります。本件は諮問事項です。御質問によりの確に回答するため、所管課の職員を呼んでおります。はじめに事務局から、特定個人情報保護評価に係る諮問制度の概要について説明してください。

【情報公開広聴課が特定個人情報保護評価に係る諮問制度の概要について説明】

○人見会長 ありがとうございます。それでは、事務の内容の説明に移りたいと思います。所管課は説明をお願いします。

【市町村課が資料２－１及び２－２により説明】

○人見会長 ただいまの御説明について、委員の皆様より、御意見御質問があればお願いします。

○人見会長 形式的なことですが、資料２－１の経緯、第２パラグラフの「附表本人確認情報には個人番号が含まれないものの、システム上、との観点から」について、「システム上」の後を、御説明があったかと思いますが、もう一度教えてください。

○市町村課 附票本人確認情報には個人番号は含まれないものの、システム上、個人番号に紐付けてアクセスできるとの観点から、個人情報保護委員会にて特定個人情報ファイルに該当するとの見解が示され、地方公共団体情報システム機構において、当機構の特定個人情報保護評価書の再評価が実施され、令和４年１０月１１日付で公表がされました。

○人見会長 資料で脱落があったということですね。

○人見会長 ありがとうございます。他に委員の皆様からありますでしょうか。

○伊部委員 資料の御説明ありがとうございます。公開する資料につきましては、こちらを修正したものを公開するようお願いします。

○人見会長 では、そのようによくお願いいたします。他にいかがでしょうか。

○人見会長 先ほどの御説明で、今回、新しいシステムである、附票本人確認情報に係る戸籍についてのシステムが導入されるということですが、御説明では、神奈川県民ではない方の個人情報で、その方に何らかの行政サービスなどを行う上で個人認証をするということで、県が県の事務としてこの個人データを利用するのではなく、照会があった

ときに県が回答するということかと思いますが、その点、補足的な御説明がありますでしょうか。

○市町村課 神奈川県民ではない方への行政サービスへの提供について、基本的な戸籍の附票とは、神奈川県に戸籍がある方の情報ですが、神奈川県民ではない方が海外転出したときには、その戸籍の附票に基づいて構成される附票本人確認情報を用いて、公的個人認証を行うというサービスの提供になります。他に用途があるかについて、戸籍附票本人確認情報には、県の利用所属が照会してきた時点における海外転出した方に関する生存状況が含まれていますので、県の法令事務及び条例事務の所管にヒアリングをしたところ、複数の所属から、海外転出者の生存状況の確認に用いるということを回答いただいております。(※後日、別紙により補足説明を行いました。)

○人見会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○小向委員 今回の諮問事項とは関係ないかもしれませんが、今回の変更によって、国外転出者による個人番号カードを、公的個人認証の利用に実現するという、今の仕組みは理解できましたが、実際に国外転出をした後、個人番号カードの発行を神奈川県に対して申請することができるようになるかと理解してよろしいでしょうか。その場合は、サーバの方に情報を照会して、カードを発行するという流れになるのかどうか、念のため確認させていただければと思います。神奈川県というより、神奈川県内の市町村ということになるかと思いますが、どのような事務の流れになるか疑問です。

○市町村課 個人番号、マイナンバーカードの発行自体を所管しているのが、市町村課ではなく、発行は各市町村であり、制度を取りまとめているのがデジタル戦略本部室になりますので、詳細は分かりかねます。国外転出者が海外で個人番号カードを継続利用するというのが、今回の大きな目的であります。海外転出した後、個人番号を持っていなかった方が、その場で発行できるかについては、確認し、後程御回答させていただければと思います。(※後日、別紙により回答を行いました。)

○小向委員 ありがとうございます。おそらく海外転出者ですと、マイナンバーカードに記載する情報が足りなくなる気がしますので、気になりました。転出した後は、記載されている住所をどうするのか、従前の住所が記載されているのかも疑問に思ったのですが、細かいことで恐縮ですが、分かりましたら教えていただけるとありがたいです。

○市町村課 この件に関しましては、施行が来年の5月31日までというのは決まっていますが、どういったプロセスで進めていくかの詳細については、国の関係省庁でも検討している段階ですので、分かり次第の情報提供になるかということになります。

○小向委員 ありがとうございます。マイナンバーカードについては、それどころではないところもあるかと思いますが、決まっていることがありましたら、教えてください。

○人見会長 本日はありませんが、その辺りが分かりましたら、御説明をいただく機会があればと思います。他にいかがでしょうか。

○人見会長 よろしければ、事務局が諮問に対する答申案を準備しておりますので、御検討をいただきたいと思います。もちろんその後でも、御質問の機会はあると思いますが、事務局は答申案について御説明をお願いします。

【情報公開広聴課が資料2-3により説明】

○人見会長 新たに住民基本台帳ネットワークに関する事務、そして、新たに戸籍附票の本人確認情報を取り扱うということでお認めする、特定個人情報保護評価の重大な見直しだということで、全項目評価を実施し、それをお認めするということですよ。よろしいでしょうか。

【異議なし】

○人見会長 それでは、この案のとおり答申をすることに決定をいたします。事務局は手続を進めていただきますようお願いいたします。

3 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について

○人見会長 次に、議題（3）「住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について」の報告となります。毎年度、審議会で報告を受けている事項です。住基ネットに係る案件の事務局は、市町村課となります。それでは、報告をお願いします。

【市町村課が資料3により説明】

○人見会長 ただいまの御報告について、委員の皆様より、御意見御質問がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○人見会長 資料3の3ページの末尾のところ、本人からの開示請求が1件あったということですが、もしも分かれば、何についての、知事部局だったらどこが関係するものだったか、あるいは過去遡ってみるとどれぐらい件数があるのかというのが、もしもお分かりになればお伺いしておきたいと思います。

○市町村課 令和4年度の1件の開示請求については、まず市町村課のほうに自身の本人確認情報、氏名や住所、そういった情報がどこに使われているか確認したいという内容で公開請求がきておりまして、その件について、当課の端末上でどこの事務でいつ使用したかというのが分かりまして、それを確認しましたところ、この1件の案件について

は3回、パスポートの受給の関係でパスポートセンターの担当の者が利用していたという記録が残っておりまして、それは請求のあった御本人にはお伝えしているという状況です。続いて、前年度など前の状況に関しましては、令和3年度にも同様の形で1件ありました。ただ、この1件に関しましては、特に利用提供しているという記録が残っておりませんでしたので、残っていないということで不開示決定にしております。令和2年度、令和元年度あるいは（平成）30年度に関してはそもそもの請求の件数がないという状況であります。

○人見会長 どうもありがとうございました。他に御質問御意見等ないでしょうか。

○人見会長 この件は報告事項でありますので、この程度にしたいと思います。

4 学校と警察との情報連携制度の運用状況について

○人見会長 次に、議題（4）「学校と警察との情報連携制度の運用状況について」です。こちらも、毎年報告を受けている事項です。御質問によりの確に回答するため、所管課の職員を呼んでおります。それでは、報告をお願いします。

【学校支援課が資料4-1及び4-2により説明】

○人見会長 ただいまの御報告につきまして、御質問御意見がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。

○湯浅副会長 御説明ありがとうございました。資料4-2のガイドラインについて質問ですが、いま秘密の保持あるいは管理の徹底がなされていることが確認できたという御説明がありましたが、14ページの協定書の秘密の保持第7条に関するガイドラインとして、連絡票をパソコンなどで作成するときのデータをパソコン本体や電子媒体に保存してはならないという記載があります。私も、教育委員会の事務系も全部シンクライアントになったのかどうか、少し記憶がないのですが、そもそも、教育委員会の事務系のパソコンを使って作成するのであれば、パソコン本体や電子媒体に保存することにはならないのかもしれませんが、そのシンクライアント側のサーバにはデータが残るはずで、このガイドラインを厳守しようと思うと、手書きでしか作成できないのではないかという気がいたしますが、実際の運用はどうなのかという質問です。よろしくお願いたします。

○学校支援課 提供事案に関しては過去3年運用がないものですから何ともいえないところではあるのですが、各学校には情報提供書として、同じガイドラインの末尾に手書きでも作れるように書式を送付しておりますので、私どもとしては一応、手書きを推奨する形で考えております。

○湯浅副会長 ありがとうございました。しかしながら、やはり全体的に今、県全体でDX

を進めているところでもありますし、逆に手書きだから絶対安全かと言われると、今度は手書きの書類は、紛失や仕舞う場所を間違えたというリスクが、それはそれであるので、今すぐにということではありませんが、この種の機密性の高い書類も電子化するというを前提に、少しガイドライン等も検討を進めていただけたらどうかというのが意見です。今すぐにということではありませんが、検討していただければと思います。

○**学校支援課** ありがとうございます。事務局でも検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○**湯浅副会長** ありがとうございます。

○**人見会長** よろしく願いいたします。他に委員の方から、御質問御意見等ありますでしょうか。

○**森田委員** 今の資料4-2、ガイドラインですね。1ページの最後のところに、個人情報の保護に関する法律の適用になるため必要な改定を行ったというのがあるのですが、ざっくり見て、どの部分を改定したのかがよく分からなかったのですが、改定されたのはどういった点でしょうか。法改正に伴う改定ですね。

○**学校支援課** 基本的な流れについては、個人情報保護条例と個人情報の法律に関して変わりが無いというところですが、今まで本人外収集というところもありましたが、今回法律の69条第2項、第3項の行政機関同士の例外規定に基づいて、情報のやりとりをやるということを明記させていただいております。あとは文言について、多少修正をさせていただいております。

○**人見会長** ありがとうございます。森田委員、いかがでしょうか。

○**森田委員** 特に指摘されてないということは、実質的に内容は変わらないということですかね。

○**学校支援課** はい。内容的には変わっておりません。

○**森田委員** 分かりました。結構です。

○**人見会長** ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○**人見会長** 個人情報の観点とは違いますが、警察から学校への情報収集事案について件数が126件で、この連携制度を始めて最も多い、その背景として児童虐待などに対して警察が積極的に取り組んでいる、あるいは虐待が増えている、そのような事案が増えているということが背景にあるのではないかという御説明でした。そうだとすると、この126件の内訳で、生命・身体・財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があるということで虐待されている児童の学校への通報などが増えるというのであれば理解可能なのですが、そうではなく逮捕・身柄通告された事案ということは、虐待している保護者の方などを逮捕などしたということなのではないでしょうか。あまり個人情報保護とは関係ないのですが、疑問に思ったものですから御質問させていただきます。

○**学校支援課** 令和4年度中の緊急かつやむを得ない事案というのは、児童虐待等に関する身柄通告に関する事案ではなく、110番通報で少年から話を警察官が聞いた際に、

学校での人間関係のトラブルから自殺をしたいという発言があったものですから、警察から、学校での聞き取りやスクールカウンセラー等のカウンセリング等もして欲しいという意味で、連絡票が発出されたものとなります。

○**人見会長** 私の質問は、トータルで 126 件と増えた理由として児童虐待などに警察が積極的に取り組んだということがあるのではないかと御説明だったのですが、仮にそうだとしたら、今言った生命・身体を守るために緊急かつやむを得ないという事案が増えるのではないかと。そうではなく、逮捕・身柄拘束した事案が増えているということは、虐待している保護者の方を逮捕した事案が増えているということなのかという疑問なのですが。

○**湯浅副会長** 口を挟んで申し訳ないのですが、逮捕または身柄通告された事案は、これは児童・生徒が逮捕または身柄通告された数であって、児童虐待をしている保護者を逮捕した数は含まないはずですが、それは事務局に確認してもらったほうが良いかもしれません。

○**人見会長** そのため児童虐待に対応したことがこの数の増加だという説明が、よく理解できないかと思えます。

○**学校支援課** すみません、ありがとうございます。児童通告については、これはあくまでも、先ほど湯浅副会長に言っていただいたとおり、生徒側の動きに関してのもので、保護者の動きに関しては連携制度の対象にはなっておりません。ただ、警察で、検証会議の際に確認したところによりますと、児童相談所に児童虐待等、身体的虐待等、ネグレクトや性的虐待など、このまま保護者と一緒に過ごさせることが適当でない判断したものについては、積極的に身柄通告を行っているということで説明を受けております。それによって、逮捕・身柄通告というのが項目として一つになってしまっておりますが、児童虐待についての児童通告が増えていると考えられると思えます。

○**人見会長** 分かりました。身柄通告というのは、被害者についても行われているということですね。

○**学校支援課** そのとおりになります。児童・生徒の安全を確保するために、保護者から引き離すという措置として行われていると聞いております。

○**人見会長** 分かりました。よく理解できました、ありがとうございます。

○**人見会長** 他にこの案件について御質問等なければ、こちらも報告事項ですので、この程度にしたいと思います。

1 令和4年度特定個人情報保護評価の実施状況及び特定個人情報保護評価の一定期間経過後の評価の再実施について 追加

○**事務局** 会長、すみません。先ほど森田委員の方から御質問いただきました件について、確認ができましたので、中途ですが、御報告をさせていただきます。先ほど、表が（シ

システム) 2から5という表記になっているが、(システム) 5の部分がないのではないかと、このような旨の御質問をいただきました。事務局で確認したところ、国の様式でこちらは変更できない形で、2から5のままになっております。ここは変更できませんのでこの表記ということで、正しくはここに記載のとおり、(システム) 4までであるということになります。

○**人見会長** つまり、六つ七つあったとしても、(システム) 2から5になるということですね。

○**事務局** 補足させていただきますと、6以降があった場合につきましては、今、非表示になっている記入欄として6から10といった記入欄もあり、そのようになっているところが、また表示されて出てくるといったような建付けとなっております。

○**森田委員** そういうことならば仕方ないのですが、いかにも分かりにくいので、例えば、システム2から5という記載は不動だとしても、本件の場合は、(システム) 4までのようなことをどこかに書くことはできないでしょうか。

○**事務局** 今後、改め、文中に書くということとします。

○**森田委員** どこかで分かるようにしておいていただければ、工夫できることなら行っていただきたいと思います。

○**事務局** ありがとうございます。

○**人見会長** それではよろしく願いいたします。

5 令和4年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について

○**人見会長** 次に、議題(5)「令和4年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について」の報告となります。こちらも、毎年報告を受けている事項です。それでは、報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料5により説明】

○**人見会長** ただいまの報告につきまして何か御質問御意見等がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。

○**友岡委員** 先ほどの御報告の中で、いわゆる大量請求、このケースに関して情報公開のお話の中で出てきたかと思えます。伺いたいのは、その話は表1の話かと思うのですが、他方で審査請求の段階ではどうですか。大量請求された方に関してどれくらい処理をされたのか。要するに、請求の段階で、例えば窓口、あるいは文書の開示の段階で、十分処理されたというように考えてよいのか。私は東京都の審査会も務めていますが、大量案件が審査請求の段階で滞留するケースが多いのですよね。そうすると、神奈川県の場合は、審査請求の処理の状況というのは大量請求との関係ではどのような感じにな

っているのかなど。実は次年度に持ち越しているなど、いろいろなケースがあると思うのですが、もしよろしかったらその実態を教えてください。これが1点と、追加で、そのようなケースに対応するために事前に、例えばガイドライン、あるいはその対応策というのを講じておられるというふうに考えてよいのか。その場合は、例えば審査会に対して、ガイドラインをこのようなふうにするのだというような形を、実は東京都ではとったというケースがあるのですけれども、そのような形は神奈川県ではとるのかとらないのか、そここのところがもし分かればと思いました。前に伺ったかもしれないのですが、事実確認も踏まえてよろしくをお願いします。

○事務局 二ついただきましたので、一つ目ですね。大量請求がどうなっているのかというところで、原請求の部分と審査請求、後者について特にというお話でしたので、審査請求の部分はどうなっているのかというところです。当県においても、大量請求、特定の者によるものがあります。一つは、やまゆり園に関する件ということで、特定の者によるものが大分行われました。大分処理は進んできておりまして、ただ全てが終わっている状況ではないということで、御承知のとおり、それ自体は数年前の案件ということで、審査請求自体も数年前のものを繰り越して行っているのが実情です。その他にも、大量請求と評価してよいのか分からないのですが、複数、審査請求される方がいらっしやいまして、この案件もおいて歴年繰り越しが行われているというところです。さらに本県の特異な状況としまして、他の都道府県もそうかもしれないのですが、コロナシフトということで、この期間があったものですから、処理体制が追いついていなかったということもあります。その点を踏まえまして、現状では体制を維持し、淡々とした処理をする体制に戻っております。ただ、大量案件ありますので、粛々と処理しているというところが現状です。二点目ですが、原請求での大量請求のことについてのお話かと理解いたしました。この点、神奈川県におきましては、考え方ということで、条例・規則レベルではないのですけれども、一つの考え方を持っております。大量請求とは何たるものやというところの考えはあるのですが、その発動自体はしたことはないというのが事実です。他県の状況で、例えば東京都や横浜市で、これに関しての議論が行われて一定の結論を出されたというところは承知しております。

○友岡委員 ありがとうございます。すみません、一点だけ再確認です。処理されたというのは、審査会において答申を出したという意味の処理の仕方だと考えてよろしいでしょうか。

○事務局 そうですね。私どもの範疇としましては答申までということですよ。

○友岡委員 なるほど。そうすると、請求の事案としては大量にくるが、例えばそれを一本化するような形で、ここで数値として表れているというイメージでよろしいですか。56など、結構その中で1個1個行って、30や40ぐらいかなという感じがするのだけれども、100や200など、そこまでいっていないような請求がきているのかなど。イメージではあるのだけれども。

- 事務局 そこまでではありません。数十ですね、二桁という理解です。
- 友岡委員 分かりました。とりあえず私からは以上です。
- 人見会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
- 人見会長 先ほど口頭で御説明がありました、旧条例に基づいている個人情報保護の開示請求の簡易開示請求ですね。これが法改正後、現行法ではこの制度がなくなるけれども、これは情報提供ということで継続するという御説明でしたが、そのような理解でよろしいでしょうか。本人に対する情報提供というのは、法律もしくは条例に何か根拠はありますか。無いけれども本人だから提供するということですか。
- 事務局 今回、簡易開示請求がなくなること、個人情報保護法で書面による請求以外は認めないというところで、今までの試験結果などの簡易的な点数の開示というのをどうするかという中で、個人情報保護法上の提供としては、目的外利用の中に本人の同意に基づいて本人への提供というものもあります、実際は試験を募集する時点などで開示をするところまで見込んで、いわゆる利用目的内での整理ということで、各所管課には昨年度のうちに整理をするように、その辺を踏まえて目的内で整理する、目的外であればもちろん本人同意なのか、そのようなところを整理して行うようにということで、試験結果の開示の制度を整理してもらい、今、運用しているという状況になっています。
- 人見会長 なるほど。それは個人情報ハンドブックなどを見れば分かりますか。何か言い伝えて伝わっているということですか。
- 事務局 ハンドブックでは今のような整理をはっきりとは記載していないのですけれども、庁内の職員向けには、庁内職員が見られる個人情報保護のページでしっかり運用の整理を案内して行っているという状況です。通知を、特にということで、この点について出させていただいています。
- 人見会長 ただ、ハンドブックには載せていない。
- 事務局 ハンドブック上ではその整理を明記はしていませんけれども、その当該通知を継続的に見られますように集約した当課のホームページがあるので、そこに庁内からアクセスして御覧いただくことは可能になっています。
- 人見会長 その通知をハンドブックに載せたほうが良いのではないかと思います。
- 事務局 明確に法・条例・規則に基づく制度ということではありませんので、今載せていないのですが、目的内の提供ということで考えておりましたので、この点については会長から御指摘いただきましたので検討させていただきます。
- 人見会長 御検討いただければと思います。他にいかがでしょうか。
- 湯浅副会長 先ほど友岡委員が質問された二件目の大量請求の関係ですけれども、私その時はまだ委員を拝命していませんから経緯は存じ上げないのですが、情報公開条例で、後から28条で、適正請求の努力義務というのを追加しているわけですね。その解説書を見ると、不適正な大量請求に対する取扱要綱を定めたというふうに条例の解釈運用基準には書いてありますが、この不適正な大量請求に関する要綱というのは、先ほ

どの課長の御説明だと、今は運用されてない、あるいはその要綱自体が廃止されてしまったということなのか。細かいですが、良い機会なので教えていただければと思います。

○事務局 すみません、曖昧な御回答を差し上げまして。その要綱自体は現状生きております。ただ発動したことはないということで、先ほどのような表現を用いておりました。

○湯浅副会長 なるほど、そのようなことであると理解しました。ありがとうございます。

○人見会長 ありがとうございます。今の情報公開の要綱は、情報公開のハンドブックには載っていますか。

○事務局 載っております。

○人見会長 分かりました、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○伊部委員 今の説明資料の最後のところで、県庁内の各部署での事故また不祥事の状況とあるのですが、この審議会でもし御報告されるとしましたら、どの部署で起きた案件なのかというよりも、口頭で御説明があったように、例えば誤送信等があったなど、内容とその再発防止に向けてどのような取組をしたかということを中心に御説明されたほうがよろしいのかと思っております。当然、個人情報を取らん取り扱うところが発生する可能性もありますし、あつてはならないことですが人間が行うことなので色々なことがやはり起こり得るだろうと。あくまでも審議会の報告というのは、各部署の件数という以上に、何が起きたのか、再発防止についてどのようなふうに取り組んでいるのかということ報告されたほうがいいのではないかと思います。次回以降、御検討いただければと思っております。

○事務局 ありがとうございます。

○人見会長 ありがとうございます。いま配布されている資料5が、ホームページか何かに掲載されるということですかね。

○事務局 実際には、さらに詳細に報告書にまとめたものをホームページに掲載しますので、今、説明したような部分も含めてホームページに掲載いたします。

○人見会長 そのようなことになっているようですので、それぐらい審議会の場でもきちんと説明してほしいという御意見かもしれませんが、事務局で御検討をよろしく願いたいと思います。

○人見会長 それでは、この件も報告事項でありますので、この程度にしたいと思います。よろしく願いいたします。

6 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について

○人見会長 次に、議題（6）「個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について」の報告となります。個人情報ファイル簿・事務登録簿の新規登録等について事務局から説明をお願いします。

【情報公開広聴課が資料6により説明】

- 人見会長 ありがとうございます。ファイル簿と登録簿を分けて、こうした表を審議会
の場で見せていただいたのは、今回が初めてですか。前にもありましたか。
- 事務局 初めてです。
- 人見会長 初めてですかね。仕切り線は何名でしたか。2,000人でしたか。
- 事務局 個人情報ファイル簿が1,000人以上です。
- 人見会長 1,000人ですね。1,000人以上が416件ということですね、このような感じだ
と。市町村では大分様相が変わりますか。
- 事務局 (市町村の)実態を把握しておりません。申し訳ありません。
- 人見会長 こんな感じだというイメージが湧いてまいりましたが、他に、今回の新規登録
も含めていかがでしょうか。
- 森田委員 この点については、例の法改正の答申を議論した際に、県の準備状況からはっ
きりした方向性が出せないというような形で、答申では終わっていたと思うのですが、
結局その後の県のやり方としては、ファイル簿の要件に当たるものについてはファイ
ル簿を作り、それ以外のものについては従来の登録簿という仕分けにするという、今回
報告されているようなやり方で確定したということでしょうか。暫定的な対応という
ことではなく、今後はこのような方向でいくという理解でよろしいでしょうか。
- 事務局 後程、御説明差し上げようと思った点に含まれるのですが、現状では要領に規定
しておりまして、このまま今のところは続けていこうと、ただ検証をどこかで1回入れ
るという形を考えております。
- 森田委員 分かりました。ありがとうございます。
- 人見会長 ありがとうございます。他に、この件について御質問御意見ありませんでし
ょうか。
- 人見会長 この件も報告事項ですので、この程度にさせていただきたいと思えます。

7 その他

- 人見会長 最後になりますが、改めて、今も話題になりましたが、新法施行後における
審議会への諮問・報告事項について確認しておきたいと思えますので、事務局から御
説明をお願いします。

【情報公開広聴課が参考資料により説明】

- 人見会長 ありがとうございます。一昨年頃から度重なる会議をしていただいて、答申
を出し、その答申を踏まえて条例改正で、統一的な条例から施行条例という形に変わり

ましたが、その中で当審議会の役割に関わる変更点をまとめていただきました。問題は、資料の赤で囲っていただいた、従前、要配慮個人情報、あるいは本人収集原則、目的外利用提供等に関して、他の要件に当てはまらない場合には審議会で認めた場合という形の立て付けになっていた条例が、新法の下では「できる」という条文で、(審議会で諮問)しない場合もあり得るということです。この間、新しい法制度の下で、例えば、従前であれば審議会で諮問したような案件があるが新しい仕組みでは運用を変えて諮問しないことがあるとすると、我々が出した答申では、条例としては規定しないが運用で従前の体制を維持したいという気持ちで答申を作ったと考えておりますので、その辺りについてこの機会に御説明いただけないかということでした。全体の枠組みを、非常に分かりやすい御説明をいただきありがとうございます、この質問についてお答えいただけますでしょうか。

○事務局 確定的にお答えすることは難しいですが、次のような話になると思います。まず、根拠におきまして、条例から法律に変わったところが大きい改正点ですので、法の解释权は基本的には国の方にあります。地方にも裁量の余地がありますが、基本的なルール、法の解釈については国の考え方が大部分を占めるのではないかと考えております。地方にはどのようなことがあるかと言いますと、残されたルールの解釈の裁量部分と、当てはめの部分ということになるかと思えます。個別的な案件についてどのように当てはめていくか、こういった悩みがある場合ということかと思えます。このレベル感で整理していきますと、従前は条例の解釈等に迷った場合についてもお諮りしていた実情があったかと思うのですが、現段階におきましては、まずルールの疑問点については国へ照会することになるかと思えます。その上で当てはめ、個別的な事情についてどのように考えていくかということにつきましては地方に残っているということから、諮問をする部分が変わっているのではないかということがあります。私共の運用につきまして、当然、任意的な諮問機関になったとしても、第三者の御意見、識者の御意見をいただくことは有用ですので、こういったことができますと全庁には周知をしておりますし、今後もしていきたいということですので。ただ、長年、個人情報保護条例に基づいて運用してまいりましたので、類型的な諮問が現在においても参考になりますので、そういった点を踏まえ、新法に変わってから半年程になるのですが支障は生じていないということですので。

○人見会長 ありがとうございます。今のような御説明ですが、委員の皆様いかがでしょうか。

○湯浅副会長 事務局の説明は私も理解しました。当審議会においては、事務局から個人情報保護委員会に質問を出してもらうなど、この問題はとても丁寧に取り扱ってきたところですので。その後の経緯を見ますと、個人情報保護委員会がこの問題について、私共から見れば、いわば頑なな態度をとっていたと言うのも、神奈川県の場合は審議会で十二分に議論をし、場合によって上乘せ横出的な方針を示すこともあり得ますが、どうも

その後の状況を見ると個人情報保護委員会が懸念していたのはむしろ逆で、審議会に諮って非常にルーズな運用をされる危険性をむしろ懸念して頑なな態度をとっていたというようにも見受けられます。従って、法の解釈権が個人情報保護委員会に移ったことで、上乘せ横出しも含めて解釈の権限が審議会から無くなる訳ですが、当初、個人情報保護委員会が示していたように、一件毎の報告のために審議会を開くことも、いわば事実上手順の一環になるからそのような報告は許されないといったような、私共が懸念していたような事態には必ずしもならないのではないかというのが、私の現時点での個人的な見解、考え方です。特に何をどうしていただきたいということではないのですが、御参考までに申し上げました。

○人見会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○森田委員 デリケートな質問ですが、法律のこの条文は当然適用されるので、それを前提にした運用ということになるとは思います。ただ、改正に関して審議会で議論をした中で、少なくとも従来諮問してきたようなことについては、諮問してもらうことはできるのではないかという前提で議論をしてまいりましたし、改正法第 129 条でも、どこまでが駄目でどこまでが良いのかということは、そう明確なことではありませんので、改正を巡る答申やそれを議論した過程を重視して、県で必要と認めるところについては積極的に諮問してもらうというような運用を是非心がけて欲しいということ、念のため申し上げておきます。おそらく国も、あまり審議会をしてはいけないとは言っても、各地での運用を今後も尊重していく姿勢はあると思いますし、あらかじめ国が全部の方針を決めることはできないと思いますので、やはり各自治体が主体的に審議会で議論して決めていくということ自体は今後も重要なことではないかと思っております。意見として申し上げておきます。

○人見会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○寺田委員 今までの御意見に同調するものですが、国が、おそらく神奈川県や横浜市のような第三者委員会の体制が整っているところではなく、適切にできないところを心配して、湯浅副会長がおっしゃるように、かなり頑なに自分たちが判断すると言っていると思います。神奈川県では、これまでも議論をしてきましたが、個人情報保護法の改正に神奈川県でこれまで審議してきたことが反映されているというくらい、伝統のある審議体制をしっかりと構築してきたわけですから、そのような意味ではむしろ個人情報保護委員会の方が頼りない、昔は特に頼りなかったということも言えます。あえて言うなら、例えばこれまでの運用で参考になるものは内規というか内部文書のような形でまとめておいて、条例の変更などに合わせて変える部分について諮問していただくなど、そういった運用もできると思います。おそらく神奈川県はしっかりしていることは国も分かっているはずなので、こちらがこのようなふうによりしっかりと判断しました、むしろ上乘せのような形で国の運用よりもきっちり行っていますということに何の問題もないと思います。

○人見会長 ありがとうございます。他にありますでしょうか。

○人見会長 先ほどの事務局の御発言に私は反対です。国の法令の解釈権は国の担当官庁が持つということは伝統的、古典的な考え方ですが、私自身は実際に運用する機関にも、例えば国の法律が定めた事務でも国が直接処理はせずに自治体に法律上権限を与えている以上、実施主体である自治体に地域の実情を加味した自主的な解釈権が認められるべきだと、学会では有力というか普通の考え方ではないかと思います。そのような大前提の下で、国の法律が「特に必要であると認めるときに諮問できる」という形で規定している場合、神奈川県は、このケースは「特に必要であると認めるとき」ではないかもしれないが、やはり諮問をしたほうが良いのではないかと判断できるようなときには積極的に諮問してもらい、例えば従前は諮問をしていたような案件であれば諮問してもらいというような期待の元での答申だったと、私は思っております。それから、審議会の諮問云々以前に、目的外利用や外部提供について国の法律があまり要件を挙げずに大雑把な要件になってしまったので、その要件の充足については、先ほどの事務局の発言でも当てはめの裁量の問題であり、神奈川県が判断することになると思うのですが、従前は条例で要件を定めていたところ、大雑把なものになってしまったので、運用が緩くなっていないかということです。ここからは私の感想ですが、例えば、こういった場合に個人情報保護委員会に照会するという場合に、個人情報保護委員会もそれどころではないのではないかとといった話が先ほどもありましたが、キャパシティオーバーで、すぐに返答ができない状況があるかもしれません。そういったことを除いても、個人情報保護委員会は、個人情報保護の委員会ではなく個人情報の利活用の委員会になっている、個人情報の流通を円滑にして利活用するほうにシフトしているという危惧があるので、目的外利用や外部提供の法令の緩くなった要件については、神奈川県がしっかり、利活用だけではなく保護の観点から運用をしていただきたいと思います。私の偏見の見方かもしれませんが、そのようなふうをお願いしたいということが意見です。質問としては、目的外利用、外部提供について要件が法令上緩いというか大雑把になったので、運用に変化があるかという質問ですが、いかがでしょうか。

○事務局 御指摘の点は法第 69 条の話かと思うのですが、従前の条例と比較してその要件が緩やかに見えるということは御指摘のとおりかと思えます。これについては国でガイドライン等を作成して出されていますが、先ほど会長がおっしゃったように要件は緩くなっておりますので、そこはしっかりと周知を図っていかないといけないと考えています。

○人見会長 よろしくお願ひしたいと思ひます。施行後の審議会への諮問事項等、事務局のほうでお手数を掛けて分かりやすく整理していただきましたが、この点について色々委員の皆様からも御質問御意見をいただけて良かったと思ひます。